平成26 年11 月21 日(金)

審査検討小委員会

登山大会服装規定(案)

1. 上半身は、手首までを覆うことができる衣服（以下、長袖と称する）を必ず携行すること。
   1. ここでいう長袖は、半袖の衣服に、脇から手首までを覆うことができるアームカバーを組み合わせた場合も含むものとする。
   2. 特に指示がない場合は半袖での行動も認めるが、長袖着用の指示がある場合には必ず従うこと。
2. 上半身に着用している衣服のうち、少なくとも１枚は襟付きのもの（ジップアップ式のものは首を覆うことができるもの）であること。
3. 上半身に着用している衣服のうち、裾が尾底骨の位置より下になるものについては、ズボンの中に入れて着用すること。
4. 最も外側に着用する上衣左胸には校名の表示を行うこと。
   1. 校名の表示は縫いつけ、刺繍またはプリントにより行うこと。粘着テープ類の転用は認めない。
   2. (1)の規定は、雨具には適用しない。
5. 下半身は、肌が露出する部分があってはならない。長ズボン、タイツ（運動用、登山用に限る）、ニッカー（ニッカーホースとの組合せ）のいずれかを着用すること。